

熊本県公報

号外 第59号の2
平成16年10月1日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(生活衛生課) 2
- 熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(") 9
- 熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………(") 14
- 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) 17
- くまもと県民交流条例施行規則の一部を改正する規則……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 17
- 熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………(観光物産総室) 18
- 熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港 湾 課) 19

本号で公布された規則のあらまし

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 無店舗取次営業の届出様式を整備することとした。
- 2 無店舗取次営業の届出事項変更及び廃止の届出様式を整備することとした。
- 3 無店舗取次営業者の地位の承継の届出様式を整備することとした。
- 4 関係規定を整理することとした。
- 5 この規則は、平成16年10月1日から施行することとした。

◇熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 本細則施行の根拠法令に、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例を加えることとした。(第1条)
- 2 旅館業許可申請書に添付する書類の一部を、敷地内における建物の配置図及び各室の設備等を表示した配置図に改めることとした。(第3条第2項第1号)
- 3 旅館業許可申請書の添付書類に、共同浴室内の施設の状況を示した平面図、給排水の状況を示す平面図及び浴槽の構造概略図を加えることとした。(第3条第2項第2号及び第3号)
- 4 旅館業許可申請書の「構造設備の概要」欄を改めることとした。(別記第1号様式)
- 5 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

◇熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

- 1 本細則施行の根拠法令に、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例を加えることとした。(第1条)
- 2 公衆浴場業許可申請書の添付書類に、施設の状況を示した平面図、給排水の状況を示す平面図及び浴槽の構造概略図を加えることとした。(第3条第2項第2号及び同条同項第3号)
- 3 公衆浴場業許可申請書の「構造設備の概要」欄を改めることとした。(別記第1号様式)
- 4 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

◇熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 特定の対象物を照射する以外でのサーチライト等の使用を例外的に認める場合について、規定することとした。(第40条関係)
- 2 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

◇くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開館時間に係る規定を削ることとした。(第2条関係)
- 2 休館日に係る規定を削ることとした。(第3条関係)
- 3 使用の許可の基準に係る規定を削ることとした。(第4条関係)
- 4 この規則は、くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第56号)の施行の日から施行することとした。

◇熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 附属設備の文言に係る規定を削ることとした。(第4条第2号、第5条第2項、第7条、第11条、第13条及び第14条関係)
- 2 附属設備の使用料に係る規定を削ることとした。(第8条関係及び別表第1)
- 3 音楽練習棟の文言を削ることとした。(第5条第2号及び第10条関係)
- 4 この規則は、熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第57号)の施行の日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 制限区域内立入承認申請書(別記第19号様式)を定めることとした。
- 2 制限区域内車両進入承認申請書(別記第20号様式)を定めることとした。
- 3 制限区域内船舶進入承認申請書(別記第21号様式)を定めることとした。
- 4 この規則は、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第61号)の施行の日から施行することとした。

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第48号

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)の一部を次のように改正する。
- 第3条の見出し中「クリーニング所」を「営業者」に改め、同条第1項中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に改め、同条第3項中「クリーニング所開設者」を「営業者」に、「別記第2号様式の2」を「別記第2号様式の3及び別記第2号様式の4」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。
 - 4 省令第1条の3第3項の規定による無店舗取次営業変更届出書及び無店舗取次営業廃止届出書の様式は、別記第2号様式の2とし、その届出が、業務用車両の構造の変更による場合は、その概要をこれに添えなければならない。
第3条第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 省令第1条の3第2項の規定による無店舗取次営業届出書の様式は、別記第1号様式の2とする。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(表)

クリーニング所開設届出書

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称			
	所 在 地			
営 業 者 管 理 人	氏 名 法人にあっては、 名称及び代表者		生年月日	年 月 日
	本 籍			
	住 所			
管 理 人	氏 名		生年月日	年 月 日
	本 籍			
	住 所			
取次所該当の有無	有 ・ 無	クリーニング業法第3条第3項第5号 に規定する洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無	
開 設 予 定 年 月 日		年 月 日	従事者数	人
<p>上記のとおり開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県 保健所長様</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>				

〔備考〕氏名を自署する場合は、押印は不要です。

添付書類 1 クリーニング所の平面図

2 営業者が他にクリーニング所を開設しているときは、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

3 営業者が他に無店舗取次店を営んでいるときは、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2(第3条関係)

(表)

無店舗取次営業届出書

無店舗取次営業店	名 称					
	営 業 区 域					
営業者	氏 名 法人にあっては、 名称及び代表者			生年月日	年 月 日	
	本 籍					
	住 所				電話番号	
業務用車両	自動車登録番号 (又は車両番号)			保管場所		
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無						有・無
営業開始予定年月日		年 月 日		従事者数	人	
従 事 者						
氏 名	本籍地	住 所	生 年 月 日	登録番号	登録年月日	
上記のとおり営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。 年 月 日 熊本県 保健所長様 <div style="text-align: right;">氏 名 印</div>						

〔備考〕氏名を自署する場合は、押印は不要です。

- 添付書類 1 営業者が他にクリーニング所を開設しているときは、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
- 2 営業者が他に無店舗取次店を営んでいるときは、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

(裏)
業務用車両の構造の概要

車 種	
(概要)	

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

クリーニング所 $\left(\begin{array}{c} \text{届出事項変更} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ 届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおりクリーニング所 $\left(\begin{array}{c} \text{届出事項を変更} \\ \text{を廃止} \end{array} \right)$ しましたので、クリーニング業法

第5条第3項の規定により届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	
変 更 事 項	
変更(廃止)理由	
変更(廃止)年月日	年 月 日

〔備考〕 この様式中不要の文字は、抹消してください。

別記第2号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の4(第3条関係)

営業者（無店舗取次営業）の地位の承継届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり（相続、合併、分割）により営業者（無店舗取次営業）の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所(法人にあっては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 相続開始の年月日(法人にあっては、合併又は分割の年月日)
- 3 無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- 4 生年月日及び被相続人との続柄(個人の場合に限る)

年 月 日生
続柄()

- (備考)
- 1 氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 個人にあっては、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 3 法人にあっては、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本を添付してください。

附 則
この規則は、平成16年10月1日から施行する。

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第49号

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則
熊本県旅館業法施行細則（昭和34年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号。以下「条例」という。）を「、熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号。以下「条例」という。）及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号。以下「レジオネラ症防止条例」という。）」に改める。第3条第2項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 - (2) 旅館を中心とした半径おおむね100メートル以内の区域の見取図
 - (3) 敷地内における建物の配置図及び各室の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図
 - (4) 入浴施設内の脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図
- 第3条第2項に次の3号を加える。
- (5) 浴槽の構造（レジオネラ症防止条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む。）の概略図
 - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し
 - (7) その他保健所長が必要と認める書類
- 別記第1号様式（表）を同様式（第1面）とし、同様式（裏）を次のように改める。
別記第1号様式に次の1面を加える。